

# 奈良県植物機能活用クラスター協議会規約

(名称)

第1条 本会は、奈良県植物機能活用クラスター協議会（以下「協議会という。」）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、「なら産業活性化ビジョン」の実現に向けて、奈良県地域結集型研究開発プログラムの円滑な推進のため、産研学の交流を促進するとともに、事業コンセプトの共有化、地域ブランド戦略の検討や研究成果の利活用体制の構築を図り、植物機能活用クラスターの形成とその発展を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、下記の事業を行う。

- (1) 講演会等の開催
- (2) 研究・技術情報等の提供・交換、事業化の検討
- (3) 会員相互の交流・親睦
- (4) その他、本協議会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 協議会は下記の会員をもって構成する。

- (1) 共同研究に参画する企業、大学、県立試験研究機関等の研究者
- (2) 協議会の目的に賛同する意思を表明した企業、大学・研究機関、諸団体の関係者及び個人
- (3) 奈良県及び(財)奈良県中小企業支援センターの職員であつて、別に指定する者

2 協議会の目的に違反した場合には会員を除名することができる。

(遵守事項)

第5条 会員は、信義則に従い、本協議会で知り得た企業等の秘密を他に漏らしてはならない。

(役員)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ、会長に企業化統括の職にある者を、副会長に代表研究者の職にある者を充てる。

(役員職務)

第7条 会長は会務を総括し、協議会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行する。

(事業化研究会)

第8条 協議会に、事業化研究会を設置することができる。

(設置期間)

第9条 協議会の設置期間は、原則として設立の日から平成22年12月までとする。ただし、必要な場合には継続する。

(会費)

第10条 協議会の会費は、徴収しない。ただし、必要に応じて実費相当額を徴収することができる。

(事務局)

第11条 業務の円滑な推進と連絡のため、奈良県産業・雇用振興部産業支援課及び(財)奈良県中小企業支援センター地域結集型共同研究推進室が共同して事務局を担当する。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、会長が定める。

付則 本規約は平成18年6月9日から施行する。

本規約は平成19年4月1日から施行する。

本規約は平成21年4月1日から施行する。

本規約は平成22年4月1日から施行する。